

【質問】私の母は脳梗塞（こうそく）のため左半身が不自由です。5月の要介護度の更新申請で判定が1段階軽くなりました。国が行った認定基準の変更と関係あるのですか。
(50歳・男性会社員)

介護認定基準変更

相次ぐ軽度判定に不満

たところ、新たな申請者で、サービスを受ける必要がない「非該当」（自立）と認め

す。この1次、2次判定の方法を修正したのに伴い、介護度が低く判定されやすくなったのです。利用者への不満が大きかったため、国は要介護度が軽く判定されても、従来の要介護度に基づいて同じサービスを受けて良いとする特

4月に3回目の改訂が行われました。今回は地域間での認定のバラツキを少なくし、認定作業を効率化するのが目的でしたが、介護度が軽く判定される人が相次ぐことになったのです。厚生労働省が4～5月時点の新基準の影響を調査し

定されたのは5・0%と、前年同時期（2・4%）より倍増していました。認定作業は、まず認定調査員が本人や家族から聴取した事項をコンピュータで1次判定し、医療や福祉の専門家からなる介護認定審査会で2次判定を行います

例を作りました。しかし、この特例は臨時措置に過ぎないため、国は10月から要介護認定の基準を再修正する予定です。わずか6か月での見直しで、混乱が予想されます。今度こそ慎重な検討が望まれます。障害を持つ高齢者に医療

国が特例、10月に再修正

や福祉のサービスを提供して日常生活をサポートする介護保険制度は、高齢者のみならず社会に欠くべからざるものとなっています。しかも、国は医療費を抑制するため、平均在院日数を短縮したり、高齢者が入院する慢性期の病床を廃止したりと次々と医療の効率化を図っています。早期に退院せざるを得ない高齢者の受け皿として、介護施設や在宅介護の重要性は増すばかりです。介護に要する国の費用も増え続けるに違いありません。国や国民が介護保険をいかに存続、発展させていくか、特にその財源について真剣に検討すべき時期が来ています。（県医師会）

【回答】私の医院にも、介護度が下がったため困っている患者さんがいます。給付額の上限が下がるため、今まで受けていたサービスの一部が受けられなくなるからです。それでも同じサービスを続けようとする、「超過分」のサービスは自己負担となり、出費が増えることとなります。要介護度の認定基準は3年ごとに見直されており、

